

# 津市多面的機能支払交付金交付要綱

平成 29 年 3 月 31 日訓第 58 号

改正 令和 2 年 3 月 10 日訓第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業及び農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図り、地域の共同活動に係る支援を行うため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）及び津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）に基づき交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の交付金は、「多面的機能支払交付金」（以下「交付金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 交付金は、実施要綱及び実施要領に基づき事業計画の認定を受けた活動組織（実施要綱別紙 1 の第 2 の 2 又は別紙 2 の第 2 の 1 (2)若しくは第 2 の 2 (2)の活動組織をいう。以下「活動組織」という。）であって、本市の区域内における農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号の規定に基づき津市農業振興地域整備計画において定められた農用地区域をいう。）に存する農用地（以下「交付対象農地」という。）において実施要綱別紙 1 の第 4 及び別紙 2 の第 4 に掲げる活動（事業計画の認定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日以降に実施した活動をいう。以下「活動」という。）を行うものに対し、これを交付するものとする。

(交付金の額)

第 4 条 交付金は、活動の種類に応じ、別表に掲げる額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(実績の報告)

第5条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、交付対象活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日訓第2号）

- 1 この訓は、令和2年3月11日から施行する。
- 2 改正後の津市多面的機能支払交付金交付要綱の規定は、令和元年度以後の多面的機能支払交付金について適用する。

別表（第4条関係）

1 農地維持活動

地目	10アール当たりの交付単価
田	3,000円
畑	2,000円
草地	250円
備考 実施要綱別紙1の第5の1の事業計画（以下この備考において「事業計画」という。）に定める活動期間中に、実施要綱別紙1の第2の対象組織（以下この備考において「対象組織」という。）において新たに小規模集落（農村振興局長が別に定める基準を満たす集落をいう。以下この備考において同じ。）が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地の対象農用地とする場合は、田にあつては交付単価に1,000円を、畑にあつては交付単価に600円を、草地にあつては交付単価に80円をそれぞれ加算する。ただし、1小規模集落につき加算する交付額は200,000円を限度とし、1活動組織につき加算する交付額は400,000円を限度とする。	

2 資源向上活動

区分	地目	10アール当たりの交付単価
資源向上活動（共同）	田	2,400円
	畑	1,440円
	草地	240円
資源向上活動（長寿命化）	田	4,400円
	畑	2,000円
	草地	400円
備考 1 実施要綱別紙2の第6の2(1)のウのaに掲げる多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援に該当する場合は、田にあつては交付単価に400円を、畑にあつては交付単価に240円を、草地にあつては交付単		

価に40円をそれぞれ加算する。

- 2 実施要綱別紙2の第6の2(1)のウのbに掲げる農村協働力の深化に向けた活動への支援に該当する場合は、田にあっては交付単価に400円を、畑にあっては交付単価に240円を、草地にあっては交付単価に40円をそれぞれ加算する。
- 3 資源向上活動(共同)について、当該資源向上活動(共同)を5年間以上実施した交付対象農地又は資源向上活動(長寿命化)の交付対象農地において行う場合は、交付単価に4分の3を乗じて得た額とする。
- 4 資源向上活動(共同)において、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、交付単価の額に6分の5を乗じて得た額とする。
- 5 資源向上活動(長寿命化)において、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織(直営施工を実施しない活動組織に限る。)については、交付単価の額に6分の5を乗じて得た額とする。
- 6 資源向上活動(長寿命化)において、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織については、交付単価の額(交付単価の額に減額割合を乗じる場合にあっては、当該減額をして得た額)にそれぞれ該当する交付対象農用地の面積に乗じて得た額の合計額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。